

専決処分について（訴えの提起について）

訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和7年2月14日

日立市長 小川 春 樹

記

訴えの提起について

下記の者について、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃の納付及び明渡し請求の翌日から当該明渡しを完了する日までの損害賠償金の支払を求める訴えを提起するものとする。

記

団地名	住 所	氏 名
表 田	日立市□□□町□丁目□番□□-□□□号	□ □ □ □